

商品概要説明書

J A教育ローン

(平成 28 年 6 月 1 日現在)

商品名	J A教育ローン
ご利用いただける方	<p>○当 J Aの組合員の方。 ※現在、組合員でない方でも、J A所定の出資金をご出資いただくことで、組合員となることができます。</p> <p>○お借入時の年齢が満 20 歳以上であり、最終償還時の年齢が満 71 歳未満の方。</p> <p>○前年度税込年収が 150 万円以上ある方(自営業者の方は前年度税引前所得とします。)</p> <p>○原則として、勤続(または営業)年数が 1 年以上の方。</p> <p>○教育施設に就学予定または就学中のご子弟のいる方。</p> <p>○当 J A指定の保証機関(長野県農業信用基金協会)の保証が受けられる方。</p> <p>○その他当 J Aが定める条件を満たしている方。</p>
資金使途	<p>○就学されるご子弟の教育に関する全てのご資金(借入申込日から 2 か月前までにお支払済みの資金を含む。)とし、資金使途の確認可能なものとします。 (例)</p> <p>①教育施設へ支払う入学金、授業料、学費 ②アパートの家賃等</p> <p>※授業料、学費、アパート家賃および交通費等については、1 年分をお借入限度とします。</p> <p>○現在、他金融機関から借入中の教育資金の借換資金</p>
借入金額	○10 万円以上 1,000 万円以内、1 万円単位とし、所要金額の範囲内とします。
借入期間	<p>○原則として据置期間を含め最長 15 年(在学期間+9 年)以内とします。</p> <p>○据置期間は、初回ご融資日からご融資対象ご子弟の卒業予定年月の末日の 6 か月後までの範囲内とします。</p> <p>○ただし、他金融機関から借入中の教育資金の借換の場合、借入期間は現在お借入中の教育資金の残存期間内とします。</p>
借入利率	<p>○次のいずれかよりご選択いただけます。</p> <p>【変動金利型】 お借入後の利率は、4 月 1 日および 10 月 1 日の基準金利(当 J Aの定める短期プライムレート)により年 2 回見直しを行い、6 月・12 月の約定返済日の翌日より適用利率を変更いたします。</p> <p>【固定金利型】 お借入時の利率を、完済時まで適用いたします。</p> <p>○利率は店頭に掲示します。詳細は、当 J A融資窓口へお問い合わせください。</p>

返済方法	<p>○元利均等返済（毎月の返済額（元金＋利息）が一定金額となる方法）とし、毎月返済方式、年2回返済方式（専業農業者の方に限ります。）、特定月増額返済方式（毎月返済方式に加え特定月に増額して返済する方式）のいずれかをご選択いただけます。</p> <p>ただし、特定月増額返済による返済元金総額は、お借入金額の50%以内、1万円単位となります。</p>										
担保	○不要です。										
保証人	○当JAが指定する保証機関（長野県農業信用基金協会）の保証をご利用いただけますので、原則として保証人は不要です。										
保証料	<p>○ご融資時に一括して保証料をお支払いいただきます。</p> <p>お借入金額、お借入期間等により保証料は異なります。</p> <p>例) 【お借入額 200万円 元利均等返済の場合】</p> <table border="1" data-bbox="539 763 1222 864"> <tr> <td>お借入期間</td> <td>1年</td> <td>5年</td> <td>10年</td> <td>15年</td> </tr> <tr> <td>保証料（円）</td> <td>3,919</td> <td>18,438</td> <td>36,864</td> <td>55,577</td> </tr> </table>	お借入期間	1年	5年	10年	15年	保証料（円）	3,919	18,438	36,864	55,577
お借入期間	1年	5年	10年	15年							
保証料（円）	3,919	18,438	36,864	55,577							
手数料	<p>○お借入に際しては、当JA所定の手数料が必要となります。</p> <p>また、ご返済期間終了までの間において、全額または一部繰上返済をされる場合やご返済条件を変更される場合などにつきましても、当JA所定の手数料が必要となります。</p>										
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	<p>○苦情処理措置</p> <p>本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当JA本支店（所）または当JA担当部署^(注)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>（注）担当部署…当JAの窓口にお尋ねください。</p> <p>また、長野県農業協同組合中央会が設置・運営する長野県JAバンク相談所（電話：026-236-2009）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>○紛争解決措置</p> <p>外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。当JA担当部署^(注)または長野県JAバンク相談所にお申し出ください。（注）：担当部署…当JAの窓口にお尋ねください。</p> <p>なお、直接お申し立ていただくことも可能です。</p> <p>東京弁護士会 紛争解決センター （電話：03-3581-0031）</p> <p>第一東京弁護士会 仲裁センター （電話：03-3595-8588）</p> <p>第二東京弁護士会 仲裁センター （電話：03-3581-2249）</p> <p>東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という。）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。</p> <p>・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システ</p>										

	<p>ム等により、共同して解決に当ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 <p>なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記長野県 J Aバンク相談所または東京三弁護士会にお問い合わせください。</p>
その他	<ul style="list-style-type: none"> ○お申込みに際しては、当 J A および当 J A が指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。 ○印紙税が別途必要となります。 ○現在のお借入利率やご返済額の試算については、当 J A の融資窓口までお問い合わせください。

長野県 J Aバンク